



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原 祐治

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

給与支払者は
要注意

源泉徴収事務が変更になりました!



令和8年から源泉徴収税額が変更されます

令和7年分から給与所得控除と基礎控除について税制改正がありました(『青色だより8月号』参照)。これにより、令和8年1月以降に支払う給与から差し引く源泉所得税額について変更があります。

扶養家族等がない人の場合、これまでは給与月額88,000円以上から源泉所得税額が発生していましたが、令和8年1月支払い分からは給与月額105,000円以上からに変更されています。その他、全体的に源泉税額に変更がありますので、下のQRコードよりご確認ください。

令和8年分給与の源泉徴収税額表 ⇒



令和8年分賞与の源泉徴収税額表 ⇒



従業員から提出される申告書を要チェック

年末調整に必要な書類を従業員から取り付ける必要があります。正しく記載されているか確認しましょう。

- ①基礎控除申告書 改正後の基礎控除額(最大95万円)がきちんと記載されていますか?
- ②配偶者控除等申告書 給与所得控除額の改正に伴い、配偶者の合計所得金額の計算も昨年までとは変わってきます。控除額が正しく記載されていますか?
- ③特定親族特別控除申告書 新設された申告書で、合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入で123万円超188万円以下)の19歳以上23歳未満の子等を扶養する従業員から正しく取り付けていますか?

車通勤手当の非課税限度額が引上げ

会員の皆さまの中で、車通勤の従業員に通勤手当を支給している方は少ないかと思いますが、令和7年11月19日に所得税法施行令が改正され、令和7年4月1日以後に支払われた通勤手当に遡及して、非課税限度額が引き上げられました。改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、令和7年分の年末調整で対応が必要になります。ご注意ください。

★年末です!棚卸表の作成もお忘れなく

販売するために仕入れた商品・製造した製品・製造途中の仕掛品・原材料が年末に在庫として残っている場合には、その在庫を仕入値で合計し、棚卸資産として計上します。

12月31日現在での商品・製品などの棚卸資産がどれくらいあるのかを調べ、在庫を一覧表にまとめた棚卸表を、任意の様式で構いませんので作成し、申告の際にご持参下さい。

【棚卸表の作成例】

品名	数量	単価	金額
A	10個	1,100円	11,000円
B	20個	2,200円	44,000円
C	50個	5,500円	275,000円
合計			540,000円

※各商品等の仕入単価は最後に仕入れた金額を仕入値とします。
※翌年から消費税の課税事業者になる場合や免税事業者になる場合は、消費税率ごとに区分して作成して下さい。

ご予約、
お待ちしております!

確定申告の受付は1月5日(月)から

当会では1月5日(月)から確定申告を受け付けております。例年、2月・3月と遅くなるほど混みあいますので、準備ができた方はお早めの申告にご協力下さい。また、年内に記帳の確認もいかがでしょうか。申告までがスムーズになりますよ!

熊本市をめぐるバスハイクツアーを開催しました！



毎年11月の中旬には「税を考える週間」という期間があります。当会ではこの時期にバスハイクを行っており、今年は11月14日（金）に熊本市をめぐるツアーを開催しました。



当日は天候にも恵まれ、熊本城や水前寺公園といった鉄板コースではありましたが、地元のボランティアガイドである「くまもとよかとこ案内人の会」を利用して、個人旅行ではなかなか体験できないような大変勉強になる深い案内をしていただきました。

一番の目的地である熊本城はまだまだ復興の途中でしたが、震災後に設置された特別見学通路を利用して、現在の状況や過去の歴史をガイドさんの話を聞きながら回ることで、新たな知識を得ながら見ることができました。熊本城を眺めながらのお昼ご飯や、水前寺公園の散策・物産館でのお買い物も楽しかったですね♪

税を考える週間にちなんで、毎年バスの車内でやっている「税金クイズ」も、リピーターの会員さんが多いせいか、皆さん段々と出来が良くなってきているような…(笑)

今回も九州旅本舗の松尾理事の多大なご協力により楽しいツアーとなりました！ご参加いただいた皆さまもありがとうございました。また次回もたくさんのご参加をお待ちしております！



AOIRO_FUKUOKA

Instagramにも数枚写真をアップしました↑

もうすぐ
年末調整です！
準備を始めて下さい！

専従者や従業員に給与や賞与を支給している個人事業主は、原則として本年最後の給与を支払うときに『年末調整』をしなくてはなりません。

年末調整とは、1年間の給与収入から国民年金や国民健康保険料、生命保険料等の掛金額、扶養控除等による所得控除を差し引いて、毎月預かっていた概算の所得税との調整を行うことをいいます。年末調整を計算したうえで、7月～12月分の預かった税金を納めて下さい。

納付期限は**1月20日(火)**です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です！)

源泉所得税納付期限（毎月納付）	令和8年 1 月13日(火)
源泉所得税納付期限（半年納付）	令和8年 1 月20日(火)
給与支払報告書の提出	令和8年 2 月 2 日(月)

弁護士による 無料相談を行います！

弁護士の橋先生による無料の相談会を行います。
事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？
ご希望の方は下記の日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約下さい。なお、次回は5月以降になる予定です。ご了承下さい。

12月18日(木) 15:00～17:00

(場所：福岡中央青色申告会 事務所内)

12月29日(月)は会費口座振替日

今月の**12月29日(月)**が**口座振替日**です。同封の『**会費等の口座振替のお知らせ**』をご確認下さい。ご不明な点がございましたら、**12月15日(月)まで**にご連絡をお願いいたします。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内に記載の口座へお振り込みいただくか、ご持参下さいますようお願い申し上げます。

行事予定日	行事内容
12月 8 日(月)・22日(月)	税務相談日
12月18日(木)	法律相談日
12月26日(金)	仕事納め
1月 5 日(月)	仕事始め
12月22日(月)～24日(水)	年末調整集合相談会
1月 5 日(月)・ 6日(火)	



ふくおかNEWS

メール：info@aoiro-f.com
H P：https://aoiro-f.com/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号：070-5416-5221

編集後記

バスハイクが終わると一気に確定申告ムードに…
準備は進んでいますでしょうか？
12月も予約が埋まりつつあります。記帳確認をご希望の方はお早めにお問い合わせ下さい。